



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2024.11月 No.235

✉ takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp



～橋口剛和社会保険労務士事務所は 令和7年1月1日より
`社会保険労務士法人はしぐち、として業務を行います。～



顧問事業所をはじめ関係事業所の皆様には、いつも大変お世話になりありがとうございます。
今年も年末を迎え忙しい時期となりましたが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、当事務所におきましては、10月29日に法人登記を完了させ、社労士会への届出も済ませて「社会保険労務士法人はしぐち」を起ち上げました。これによって今までの個人事務所から法人事務所に移行することになります。これまでの業務及びサービスは何ら変わることはありませんが、より一層業務力を向上させ、組織としての公明性を高めて、これからさらに社会的信用を得られるよう精進していく所存であります。従来からのご厚誼に感謝しますとともに、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

皆様方におきましては、この法人化に伴い取引口座の変更等をお願いすることになります。よって、それらの準備を考慮して法人としての実質的な事業開始は令和7年1月1日からの予定です。変更等については別途ご案内を送付させていただきますのでご協力の程どうぞよろしくお願い致します。

(橋口 剛和)

社会保険加入の事業所様へ

●健康保険被扶養者状況リストが届いていませんか？

全国健康保険協会より令和6年度被扶養者状況リストが送られて来ています。(該当する扶養者がいない事業所様には送付されません。)内容を確認頂きましたら、当事務所迄ご連絡お願い致します。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

「労働保険」においては、労働者を1人でも雇っている事業は、原則強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開しています。皆様の近くに従業員を雇用しているにも関わらず労働保険に加入されていない事業所様、また、加入の手続きが分からない事業所様はありませんか？当事務所でも未加入の事業所へ保険適用のご案内や加入の手続きを行っております。ご遠慮なく、いつでもご連絡下さい。



—ご挨拶— 当事務所に新しい職員が入職致しました。

初めまして、令和6年11月入職の財部周平(たからべしゅうへい)と申します。宮崎市出身、現在35歳、妻と4歳2歳の子供の4人家族です。趣味はバスケットで現在も社会人リーグに参加しております。九州大会を目指して、仕事・家事・育児・勉強の傍ら練習やトレーニングに取り組んでいます。以前は、幼稚園教諭と料理人をしていましたが、橋口所長と話しをさせていただいた際に社労士の仕事に感銘を受けて、働かせていただく事になりました。わからないことばかりですが、先輩方にご指導いただきながら、日々まじめに、謙虚に取り組んでいき、早く業務を覚え皆様の力になれるよう努めていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い致します。(財部 周平)